

# 社会福祉法人栄光会役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄光会(以下「法人」という。)定款第4条の定めにより就任した役員(以下「役員」という。)の報酬について必要な事項を定める。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程において役員報酬とは、役員がそれぞれに課せられた職務執行の対価として支払うものを言う。

(報酬の額)

第3条 役員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 300,000 円
- (2) 常務理事 月額 150,000 円
- (3) 前各号の役員には、社会福祉法人栄光会職員給与規則第21条に定める賞与支給の規定を準用して、賞与を支給することができる。
- (4) 理事・監事 職務のため出席したとき 日額 15,000 円
- (5) 評議員 職務のため出席したとき 日額 10,000 円
- (6) 当法人が運営の協力者として独自に選任した、顧問、相談役等役員で職務のため出席したとき、日額 10,000 円を支給することができる。

(支給方法)

第4条 役員報酬の支給については、社会福祉法人栄光会職員給与規程を準用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日より施行する。なおすでに支給された報酬については、この規程の定めにより支給されたものとみなす。

附 則

この一部改正の規程は、平成7年4月1日より施行する。なおすでに支給された報酬については、この規程の定めにより支給されたものとみなす。

附 則

この一部改正の規程は、平成15年1月1日より施行する。

附 則

この一部改正の規程は、平成15年4月1日にさかのぼり適用する。